



島根県報

平成30年7月3日（火）

第3,019号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県獣医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (畜 産 課) 2

【告 示】

島根県持続農業導入指針変更の公表 (農 産 園 芸 課) 2

県営土地改良事業計画の決定 (農 村 整 備 課) 2

県営土地改良事業計画の変更 (") 3

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 3

解除予定保安林 (") 3

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 4

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 4

【特定調達公告】

江津地域拠点工業団地F G区画立木伐採（有価物売却）業務委託に係る一般競争 (企 業 局 経 営 課) 4

入札の落札者等

公布された条例等のあらまし◇**島根県獣医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則**（規則第73号）

1 規則の概要

修学資金の返還に係る規定の整備（第12条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県獣医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第73号

島根県獣医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則

島根県獣医師修学資金貸与規則（平成22年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県獣医師修学資金貸与規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする修学資金について適用し、同日前に貸与の決定をした修学資金については、なお従前の例による。

告 示**島根県告示第461号**

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第4項の規定により島根県持続農業導入指針を平成30年7月1日に変更したので、同条第5項の規定により、別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県農林水産部農産園芸課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

平成30年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
都万地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（簡易整備型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	隠岐の島町役場

島根県告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八尾川以南地区用排水施設事業（県営農業水利施設保全合理化事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	隠岐の島町役場

島根県告示第464号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町野城字狐ヶ迫道下タイ394-2、イ394-3、字恒松山イ616-1、イ624-1、字釜ヶ谷空イ641、字明ヶ畑イ642-1、イ643、イ644、字狐ヶ迫下モイ645、字狐ヶ迫イ650からイ654まで、イ655-1、字池ノ尻イ656、イ657、イ660-1、イ660-12

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第465号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市広瀬町布部2138-15
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第466号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 高尾小学校
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
仁多郡奥出雲町高尾824番	1号、12号及び13号
” 1844番1	2号から4号まで、10号、14号及び15号
” 1841番1	5号、6号
” 1841番4	7号
” 823番	8号、9号及び11号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間
平成30年6月27日から平成31年3月15日まで
- 3 作業地域
浜田市の一部

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令

第372号) 第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成30年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
江津地域拠点工業団地F G区画立木伐採(有価物売却)業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県企業局経営課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年6月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
山興緑化有限会社 代表取締役社長 河村 健司 島根県邑智郡美郷町小松地320番地
- 5 落札金額
45,684,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成30年4月13日